

大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行細則
の一部を改正する規則のあらまし

- 1 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項の送付に係る費用の納付の方法について、郵便切手で納付する方法を追加します。
- 2 能勢町との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行います。
- 3 この規則は、令和6年4月1日から施行します。